

国名 中華人民共和国

〒106-0046 港区元麻布3丁目4-33
TEL: 03-3403-3388

旅券再発行のための必要書類は何ですか？ 子供の場合、必要書類は変わりますか？

大人の場合	子供の場合
旅券番号、発給日、発給機関の場所と 遺失、盗難の経緯を記載した文書 警察発行の遺失、盗難届出証明書 申請書 在留カードの原本と写し 住民票 写真(横3.3cm×縦4.8cm、6ヶ月以内、無帽)2枚	大人と同じ

※必ず申請者本人が管轄の中国大使館、各総領事館に赴いて申請すること。

※別紙再発行手続き参照

■ 手数料はいくらかかりますか？

3,300円

■ 申請書の様式をコピーしたものを使用できますか？

可能。

■ 申請から取得までの日数は？通知が来るのか？指定日に出向くのか？

通常、受理後発給日を申請者に知らせる(1ヶ月以内)。

■ 代理申請は可能ですか？その条件は？委任状は必要か？

代理申請は不可。

■ 代理受領はできますか？委任状は必要か？

■ 受付時間は？

月曜日～ 金曜日

9:00 ～ 12:00

■ 遺失の場合と盗難の場合で、必要書類その他変わるところがありますか？

ありません。

■ 出国予定日までほとんど日数がないような場合、旅券に代わるトラベルドキュメント等の発給を受けられますか？また旅券の発給を早めに受けることは可能でしょうか？

その場合最短で何日くらいでご発給いただけますか？

新旅券発給までに期間がかかり間に合わないときは、旅行証を発行。

■ 東京以外で同じく再発給手続きを受けることのできる日本国内の窓口はどこにありますか？

在日の中国大使館及び各総領事館。福岡総領事館、札幌総領事館共に、同じ必要書類、日数、受付時間である。

パスポートを紛失,又は損壊した場合の再発行手続き

日本での合法的な在留資格がある中国公民の方は,パスポートの再発行の手続きが可能です。必ず申請者本人が管轄の中国大使館,各総領事館に赴いて申請して下さい。

一,所要材料

- 1,記入済みの「中華人民共和国パスポート・旅行証・回国証明申請表」。
- 2,パスポートの写真ページのコピー。もしあれば提出して下さい。
- 3,6ヵ月以内に撮影されたカラーの証明写真二枚。サイズは4.8cm横3.3cm,無帽で,正面を向いているもの。
- 4,在留カードの原本と原本の表裏のコピー。
- 5,三ヶ月以内に市区町村役場で発行された「住民票」。
- 6,警察署発行のパスポート紛失証明原本。
- 7,「パスポート紛失或いは損壊状況報告」一部

二,注意事項

- 1,元のパスポートが中国国内,又は管轄外の大使館,又は領事館で発行されたものである場合,パスポート等の状況を確認する為に時間がかかり,特急又は緊急の申請を受け付けることが出来ません。申請後は,大使館又は各領事館からの通知をお待ち下さい。
- 2,申請後に紛失したパスポートが見つかった場合は,速やかに大使館又は領事館まで届け,元のパスポートを無効にする手続きを受けて下さい。既に紛失の手続きをお済ませになったパスポートを使って出入国しようとする,入国を拒否されたり,法律により罰せられることがあります。
- 3,短期ビザ(90日以内)で来日した方がパスポートを紛失した場合,パスポートの再発行の手続きは出来ません。旅行証を申請して帰国して下さい。